

岡山県ハンセン病問題対策協議会設置要綱

平成14年5月30日 協議会定め

(目的)

第1条 「岡山県のハンセン病対策を振り返り正しい理解を進める委員会」から提言された、偏見・差別解消のための啓発事業とハンセン病療養所入所者の社会復帰等を支援する福祉増進施策について、その具体的な対策の協議・調整を行い、これらの施策を総括する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議・調整を行う。

- (1) 県民がハンセン病に対する正しい認識を深めるための啓発に関する事項
- (2) 入所者の社会復帰支援等の福祉増進施策に関する事項
- (3) 入所者に対する聞き取り調査や関連資料・史料の収集・蓄積に関する事項
- (4) その他ハンセン病問題対策において必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員12名以内で構成する。

2 協議会の委員は、次の各号に該当する者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) ハンセン病療養所入所者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他

(委員の任期)

第4条 委員の任期は毎年度末までとする。ただし、年度途中で委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

3 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が任命されるまではその職務を行うものとする。

(会長等)

第5条 協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員がやむを得ない理由で出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、当該委員が指名する者が、当該委員に代わって会議に出席し、議事に加わることができる。

(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認められる場合は、委員以外の者に対し出席を求めその意見を聞き、または説明を受けることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康推進課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。